

○鹿屋市PRキャラクター「かのやカンパチロウ」の利用に関する要綱

平成31年3月25日告示第56号

鹿屋市PRキャラクター「かのやカンパチロウ」の利用に関する要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、鹿屋市（以下「市」という。）が著作権を有する市のPRキャラクターかのやカンパチロウ（以下「カンパチロウ」という。）のイメージ（イメージから製作した立体物を含む。）、写真及び動画（以下「イメージ等」という。）の利用に関し必要な事項を定め、もって市のPR、市特産品の販路拡大、市の産業振興等に資することを目的とする。

(イメージ等の利用に関する権利)

**第2条** イメージ等の利用に関する一切の権利は、市に属する。

(イメージ等の利用許諾)

**第3条** イメージ等を利用しようとする者は、イメージ等の利用の許諾（以下「利用許諾」という。）の申請を行い、鹿屋市長（以下「市長」という。）の利用許諾を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、イメージ等の利用が次の各号に該当する場合には、第7条に規定する利用許諾（以下「簡易の利用許諾」という。）申請に代えることができる。

(1) 市が利用する場合

(2) テレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の誌面等の制作者が、報道目的以外の放送、記事等に利用する場合

(3) 市が後援し、又はカンパチロウが出演するイベント等の主催者が、イベント等の告知物又は記録物を作成する場合

3 前2項の規定にかかわらず、イメージ等の利用が、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権の制限に該当する場合は利用申請を要しない。

(利用許諾の申請)

**第4条** 前条第1項の規定により、利用許諾を受けようとする者は、かのやカンパチロウ利用許諾申請書（別記第1号様式）及びかのやカンパチロウ利用許諾申請書に係る詳細事項（別記第2号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請を行った者（以下「利用許諾申請者」という。）に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(利用許諾の手続)

**第5条** 市長は、前条第1項の規定による利用許諾申請があった場合は、その内容を審査し、当該

利用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、利用許諾を行うものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の利用許諾に条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項に規定する利用許諾を行った場合は、かのやカンパチロウ利用許諾書（別記第3号様式）により当該利用許諾申請者へ通知するものとする。
- 4 利用許諾の期間は、利用許諾の日から起算して3年間を限度とする。

（利用許諾の制限）

**第6条** 前条の規定にかかわらず、市長は、利用許諾申請者のイメージ等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を許諾しないものとする。

- （1）法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- （2）市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- （3）第三者の利益を害するものと認められる場合
- （4）特定の個人、団体、法人（市を除く。）、商品等を支援し、若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に効果があると認められる場合は、この限りでない。
- （5）特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
- （6）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業又はその広告等に利用される場合
- （7）イメージ等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- （8）カンパチロウの心象を損なうおそれがあると認められる場合
- （9）イメージ等の著しい変形を行う場合又は立体物でその表現がイメージ等の立体物と認められない場合
- （10）その他市長がイメージ等の利用が適当でないとする場合

- 2 市長は、前項の規定により前条の利用許諾を行わない場合は、かのやカンパチロウ利用不許諾書（別記第4号様式）により当該利用許諾申請者へ通知するものとする。

（簡易の利用許諾の申請）

**第7条** 第3条第2項の規定により利用許諾を受けようとする者は、かのやカンパチロウ利用許諾申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を行った者に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(簡易の利用許諾の手続)

**第8条** 市長は、前条に規定する利用許諾申請があった場合は、第5条第1項及び第6条第1項の規定を準用し、利用許諾又はイメージ等の利用の不許諾を行うものとする。

2 市長は、当該利用許諾申請者に前項の規定による利用許諾又はイメージ等の利用の不許諾を通知する場合は、第5条第3項又は第6条第2項の規定を準用するものとする。

3 第1項の利用許諾に係る期間は、適当と認められる期間を市長が定める。

(利用許諾内容の変更等)

**第9条** 第5条又は第8条の規定により利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）が、当該利用許諾を受けた内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ、かのやカンパチロウ利用許諾変更申請書（別記第5号様式）を市長に提出し、変更についての許諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請があった場合は、その内容を審査し、当該変更が適当と認められるときは、その変更についての許諾を行うものとする。

3 市長は、前項に規定する変更についての許諾を行った場合は、「かのやカンパチロウ利用許諾変更通知書」（別記様式第6号）により当該利用者に通知するものとする。

(利用者の遵守事項)

**第10条** 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) イメージ等の利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。

(2) イメージ等の利用に当たっては、利用許諾（第9条の規定による利用許諾内容の変更利用許諾があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた内容に限ること。

(3) 利用許諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。

(4) 利用者は、利用許諾を受けた対象物又は当該対象物の包装等（以下「利用対象物等」という。）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める項目を表示しなければならない。

ただし、利用対象物等の形状、大きさその他の理由により、全ての項目を表示することが困難な場合は、別途市長と協議を行うものとする。

ア 第5条の規定により利用許諾を受けた者 著作権者及び利用許諾番号（©鹿屋市かのやカンパチロウ●●●●（●●●●には、市長がかのやカンパチロウ利用許諾書（別記第3号様式）で指定する利用許諾番号を記載する。以下同じ。）又は©k a n o y a c i t y . k a n o y a k a n p a c h i r o u ●●●●）

イ 第8条の規定により利用許諾を受けた者 著作権者（©鹿屋市かのやカンパチロウ又は©  
k a n o y a c i t y . k a n o y a k a n p a c h i r o u）

(5) 消費者の利益の保護のため、責任の所在が明らかとなるよう、利用対象物等に販売者、製造者又は制作者の名称及び連絡先を明示すること。

(6) 第三者に利用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、利用許諾を受けた個数以上の製造等が行われないように義務付ける契約を利用者の責任で行い、数量管理を徹底すること。

(7) 当該利用許諾に係る利用対象物等の完成品の写真又は見本を提出すること。ただし、完成品の写真又は見本の提出が困難な場合の提出物については、市長が別に指示する。

(8) 市長が行う売上調査その他照会に応じること。

(9) その他各種法令を遵守すること。

(使用料)

**第11条** イメージ等の使用料については、無償とする。

(利用許諾の取消し等)

**第12条** 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾を取り消すことができる。

(1) 第4条又は第7条の規定による申請の内容に虚偽のあることが判明した場合

(2) 第6条第1項各号のいずれかに該当するに至った場合

(3) 第10条の遵守事項に違反した場合

(4) その他利用許諾の継続が不相当であると市長が認めた場合

2 市長は、前項に規定する取消しを行った場合は、かのやカンパチロウ利用許諾取消通知書（別記第7号様式）により当該取消しを受けた利用者へ通知するものとする。

3 前項の規定により利用許諾の取消しを受けた利用者は、利用対象物等に利用許諾の取消しを受けた日からイメージ等を利用することはできない。

4 市長は、利用許諾の取消しを受けた利用者に対して、利用許諾の取消しを受けた利用対象物等の回収等の措置を請求することができる。

5 市長は、前3項の規定により、利用許諾の取消しを受けた利用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

6 市長は、第1項の規定により利用許諾の取消しを受けた利用者が、その取消し後に行った利用許諾申請について、必要と認める期間、当該利用許諾を行わないことができる。

7 市長は、利用許諾を受けずにイメージ等を利用した者が行う利用許諾の申請について、前項の規定を準用する。

8 前2項の市長が必要と認める期間は、第6項の期間については取消しの日から、第7項の期間については市が事実を確認した日から起算して10年間を限度とする。

(申請等の取下げ)

**第13条** 第4条、第7条及び第9条の規定による申請を行った者は、当該申請を取り下げる必要が生じたときは、かのやカンパチロウ利用許諾申請取下げ書（別記第8号様式）を市長へ提出するものとする。

(利用の非独占性等)

**第14条** この要綱による利用許諾は、利用者が自己の商標又は意匠とするなど、独占してイメージ等を利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は利用対象物等について市が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

**第15条** 市は、この要綱による利用許諾の申請、利用許諾の内容に係る変更申請及びイメージ等の利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(賠償責任等)

**第16条** 市は、利用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、利用対象物等の瑕疵（かし）により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、イメージ等の利用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

4 市長は、前2項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができる。

(情報の公開)

**第17条** 市長は、イメージ等の適正な管理と広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用許諾の取消し状況について情報を公開することができる。

(管轄裁判所)

**第18条** イメージ等の利用及びこの要綱に伴う紛争については、鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

**第19条** この要綱に定めるもののほか、イメージ等の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条、第7条関係）

かのやカンパチロウ利用許諾申請書

年 月 日

鹿屋市長 様

私（私を代表者とする法人・団体）は、かのやカンパチロウのイメージ等（以下「イメージ等」という。）を利用したいので、鹿屋市PRキャラクター「かのやカンパチロウ」の利用に関する要綱に規定する内容を承諾の上、下記及び添付書類のとおり申請します。

記

1 申請者

住 所	〒		
（フリガナ）			
法人・団体・所属名 <small>（個人で競争がある場合は記入すること。）</small>			
（フリガナ）			
代表者職・氏名 <small>（個人の参加：申請者氏名） ※簡易の利用許諾申請の場合押印不要</small>			
（フリガナ）			
担当者職・氏名			
担当者電話番号		F A X 番号	
担当者e-mailアドレス			

- 注1 担当者は利用許諾申請に係る連絡先となりますので、詳細が分かる方を御記入ください。  
2 お持ちでない場合を除き、電話番号、FAX番号、e-mailアドレスは必ず御記入ください。

2 申請内容

利用の内容	カンパチロウイメージ（全身・バストアップ）／カンパチロウの写真・動画
利用の目的	
利用の時期	
利用の方法	
その他特記事項	

添付書類（簡易の利用許諾申請の場合）

- 番組・雑誌等の企画概要書（任意様式）
- 利用の状況が分かる資料



### 3 申請者及び関係者一覧

(1) 利用者（利用申請の対象物の販売、配布、展示等を行う者）

申請者と同じ（記入不要）

住 所	〒
(フリガナ)	
法人／団体名	
(フリガナ)	
利用者氏名 法人／団体代表者 役職・氏名	

(2) 製造者／生産者（利用申請の対象物の製造者／生産者）

申請者と同じ（記入不要）

住 所	〒
(フリガナ)	
法人／団体名	
(フリガナ)	
製造者／生産者 氏名 法人／団体代表者 役職・氏名	

注 製造者が複数の場合、別紙にて提出してください。

(2)-2 製造地

製造者と同じ（記入不要）

製造を行う工場等の住所	
製造を行う工場等の名称	

注1 製造地が複数の場合、別紙にて提出してください。  
2 住所が海外の場合は、国名から記入してください。

(3) その他

・市外における食品製造の場合、市産農林水産物の仕入先を記入してください。

住 所	〒
(フリガナ)	
法人／団体名	
(フリガナ)	
関係者氏名 法人／団体代表者 役職・氏名	
利用対象物との関係	

## イメージ等利用状況写真等貼付用紙

注1 イメージ等の利用状況が分かる写真、印刷物等をA4又はA3サイズの内紙で提出してください。

A4サイズ以下(写真、はがきサイズ)の場合は、本用紙に貼り付けてください。(複数枚可)

本用紙で貼付スペースが不足する場合は、適宜用紙を追加してください。

(この文字印刷スペースの上にも貼付けできます。)

2 立体物の場合は、前方、後方、右側面、左側面、上部、下部からの写真又は具体的なデザイン図等を提出してください。

3 写真、印刷物等が不鮮明の場合、再提出が必要となることもありますので、御注意ください。

利用許諾番号・被許諾者が表示される場所を必ず明示してください。

(タグ、パッケージの場合はそのデザイン画も提出してください。)

©鹿屋市かのやカンパチロウ#●●●●●●

©kanoya city.kanoyakanpachirou#●●●●●●

いずれかの表記を記載してください。

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

かのやカンパチロウ利用許諾書

年 月 日付けで申請のあったかのやカンパチロウの利用許諾申請  
について、下記のとおり許諾します。

記

1 利用を許諾する商標

2 許諾に付する番号  
#

3 利用期間

4 利用許諾の条件

利用に当たっては、以下の条件を遵守すること。

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

かのやカンパチロウ利用不許諾書

年 月 日付けで申請のあったかのやカンパチロウの利用申請について、下記のとおり不許諾とします。

記

- 1 利用を許諾しない商標
- 2 不許諾の理由

第5号様式（第9条関係）

かのやカンパチロウ利用許諾変更申請書

年 月 日

鹿屋市長 様

私（私を代表者とする法人・団体）が利用許諾を受けました利用許諾対象物等につきまして、下記のとおり変更したいので、利用許諾内容の変更を申請します。

記

1 申請者

住 所	〒		
(フリガナ)			
法人・団体・所属名 <small>(個人で署名がある場合は記入すること。)</small>			
(フリガナ)			
代表者職・氏名 <small>(個人の署名：申請者本人) ※前基の許諾申請申請の場合押印不要)</small>			
(フリガナ)			
担当者職・氏名			
担当者電話番号		F A X 番号	
担当者e-mailアドレス			

- 注 1 担当者は利用許諾申請に係る連絡先となりますので、詳細が分かる方を御記入ください。  
 2 お持ちでない場合を除き、電話番号、F A X 番号、e-mailアドレスは必ず御記入ください。

2 許諾番号

◎鹿屋市かのやカンパチロウ／◎kanoya city.kanoyakanpachirou	#
--	---

3 変更した部分

変更項目	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 商品名（変更なしの場合も記入） <input type="checkbox"/> サイズ <input type="checkbox"/> 製造予定個数 <input type="checkbox"/> 販売予定価格 <input type="checkbox"/> 販売等場所 <input type="checkbox"/> 期間延長 <input type="checkbox"/> その他		

注 記入スペースが足りない場合は、別紙に記入の上、提出してください。

4 変更（予定）日 年 月 日

## イメージ等利用状況写真等貼付用紙

注1 イメージ等の利用状況が分かる写真、印刷物等をA 4又はA 3サイズ of 用紙で提出してください。

A 4サイズ以下（写真、はがきサイズ）の場合は、本用紙に貼り付けてください。（複数枚可）

本用紙で貼付スペースが不足する場合は、適宜用紙を追加してください。

（この文字印刷スペースの上にも貼付けできます。）

2 立体物の場合は、前方、後方、右側面、左側面、上部、下部からの写真又は具体的なデザイン図等を提出してください。

3 写真、印刷物等が不鮮明の場合、再提出が必要となることもありますので、御注意ください。

4 期間延長の場合は現在の使用状況が確認できる対象物の画像を提出してください。

利用許諾番号・被許諾者が表示される場所を必ず明示してください。

（タグ、パッケージの場合はそのデザイン画も提出してください。）

©鹿屋市かのやカンパチロウ#●●●●●●

©kanoya city.kanoyakanpachirou#●●●●●●

いずれかの表記を記載してください。

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

かのやカンパチロウ利用許諾変更通知書

年 月 日付けで変更申請のあったかのやカンパチロウの利用許諾申請について、下記のとおり許諾の変更を通知します。

記

- 1 変更する許諾に付した番号  
# -
- 2 変更後の許諾に付する番号  
# -

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

かのやカンパチロウ利用許諾取消通知書

年 月 日付け 第 号で許諾（変更）したかのやカンパチロウ  
の利用許諾について、下記のとおり取り消します。

記

- 1 取り消す許諾に付した番号  
# -
  
- 2 許諾取消しの理由

かのやカンパチロウ利用許諾申請取下げ書

年 月 日

鹿屋市長 様

年 月 日付けで提出したかのやカンパチロウ利用許諾（変更）申請については、下記のとおり取り下げます。

記

1 申請者

住 所	〒		
(フリガナ)			
法人・団体・所属名 <small>(個人で番号がある場合は記入すること。)</small>			
(フリガナ)			
代表者職・氏名 <small>(個人の番号：申請番号も) ※前記の利用許諾申請の場合押印不要)</small>			
(フリガナ)			
担当者職・氏名			
担当者電話番号		F A X 番号	
担当者e-mailアドレス			

注1 担当者は利用許諾申請に係る連絡先となりますので、詳細が分かる方を御記入ください。

2 お持ちでない場合を除き、電話番号、F A X 番号、e-mailアドレスは必ず御記入ください。

2 取下げ理由

【申請物の名称： \_\_\_\_\_】